

障害のある子どもと
障害のない子どもの

始めませんか？

交流及び共同学習



地域で
共に学び
共に育つ
教育を！

交流及び共同学習を希望するときは？

就学予定のお子さんの場合

市町村教育委員会の就学時のガイダンス等の際にご相談ください。
・希望する学校はどこか
・希望する教科や行事は何か
・回数はどれくらいかなど

子ども・保護者から
学校(担任)、
市町村教育委員会の
担当者に相談

就学しているお子さんの場合

在籍している学校(担任)にご相談ください。
・希望する学校はどこか
・希望する教科や行事は何か
・回数はどれくらいかなど

希望する学校と調整

市町村教育委員会がお子さんや保護者の希望、お子さんの体調等をもとに、希望する学校と調整を図ります。

在籍している学校が、お子さんや保護者の希望、お子さんの体調等をもとに、自校の教育課程を踏まえ、希望する学校・市町村教育委員会と調整を図ります。

交流及び
共同学習の実施

交流及び共同学習に関するQ&A

Q1 どのような学習活動となるのですか？

A1 お子さんや保護者の希望、お子さんの体調等に応じて、各教科や日常生活の場面で行います。例えば、直接的な内容としては、学校行事(運動会、学習発表会、遠足、鑑賞会など)、教科(国語、算数、音楽、図工、体育など)、総合的な学習の時間、学級活動、クラブ活動、部活動、給食、清掃などです。また、間接的な内容としては、手紙や感想文、インターネットを活用したやりとりなどが考えられます。

Q2 交流及び共同学習を行った場合、どのように成績がつけられるのですか？

A2 在籍している学校の担任が、授業等を参観して、学習活動の評価を行います。

Q3 保護者が送迎する場合の経費は、どうなりますか？

A3 交流及び共同学習に係る交通費については、特別支援教育就学奨励費の支給対象となりますので、在籍している学校にお問い合わせください。

Q4 交流及び共同学習の際、ケガをしたらどのような対応になりますか？

A4 在籍している学校の授業として実施するため、在籍している学校で加入している保険(日本スポーツ振興センター)の適用となります。

〈お問い合わせ先〉

○各県立特別支援学校

○県教育庁学校教育課

小中学校指導グループ 017-734-9895

高等学校指導グループ 017-734-9883

特別支援教育推進室 017-734-9882



県教育委員会は、郷土に誇りを持ち、多様性を尊重し、創造力豊かで、新しい時代を主体的に切り拓く人づくりを目指しています。

このリーフレットは、「共生社会」の形成に向けて、幼稚園・保育所・認定こども園、小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校において、障害のある子どもと障害のない子どもが「交流及び共同学習」をとおして、相互理解を図ることを目的に作成しました。

交流及び共同学習で期待されることは？

特別支援学校と特別支援学級の子どもにとっては、教科の学習や学校行事などとおして、多様な考えに触れコミュニケーションの力を高めたり、互いの個性の理解を深めたりする学びの場となります。また、より多くの仲間と活動を共にすることにより、良好な関係を築いたり、地域の方々との触れ合いをおして、社会性を身に付けたりすることが期待できます。さらに、特別支援学校の子どもにとっては、自分が住んでいる地域の小・中学校の同年代の子どもと学習活動を共にし、人間関係を広げていくことも期待できます。

小・中学校の子どもにとっては、地域の仲間として、障害のある子どもと自然にかかわりながら、互いのことを正しく理解し、共に助け合い、支え合って生きていくことの大切さを学ぶ場となります。

地域の方々にとっては、障害のある子どもに対する理解を深める機会となります。

平成26年度の県立青森聾学校の取組から



特別支援学校の子ども

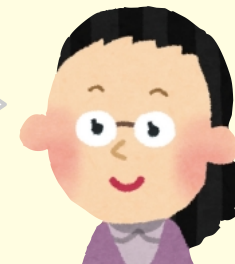
交流してから、休日も遊ぶくらい仲よくなりました。とてもうれしかったです。

体育のドッジボールでは、一緒にチームになって、協力して勝つことができました。とてもうれしかったです。休み時間も一緒に外でたくさん遊んで楽しかったです。



小学校の子ども

放課後や週末に誘ったり誘われたりして、一緒に遊ぶようになりました。子どもたちの繋がりが増えるごとに、この地域で生活しているのだと実感するようになりました。



特別支援学校の保護者



小学校の先生

お互いにコミュニケーションを取りながら学習活動に取り組んでいます。子どもたちなりに工夫し合って意思疎通する姿から、相手に対する思いやりの気持ちが育ってきており、子ども同士の関係が深まってきていると思います。

交流及び共同学習を行う場所は？

